

東京医科歯科大学医学部保健衛生学科における教育研究上の目的に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、東京医科歯科大学学則（平成16年規程4号）第1条第2項の規定に基づき、医学部保健衛生学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 医学部保健衛生学科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

豊かな教養と高い倫理観に裏付けられた医療人としての感性を有し、自ら学び研究し、創意工夫することができる人間の形成を目指す。その視点に立ち看護学、検査技術学の2つの領域において、それぞれの専門的領域の知識、技術を教授することにとどまらず、学際的視野に立ち自ら問題を提起し、これを解決する能力を備えた医療人を養成する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。